

第3版の発刊に当たって

本書は、特許と標準が交錯する場面で生じる様々な法的問題を総合的に理解するためのハンドブックとして、初版が2019年8月、第2版が2021年4月に刊行された。

ICT、AI、ビッグデータなどの技術革新により、新たな製品・サービスが次々と生み出されるIoT時代が到来している。これら技術を支えるための標準規格は、技術の研究開発への投資効率や関連市場の形成、ユーザーの利便性向上に寄与するものであり、このような標準規格はグローバルなビジネス展開に必須の要素である。標準規格の背後には多数の特許権が存在し、特にSEP（標準必須特許）に関連する訴訟が世界中で頻繁に発生している。これらの訴訟では、特許権の侵害や有効性だけでなく、標準規格と排他権とのバランス、独占禁止法、衡平法、国際司法管轄など、幅広い論点が扱われる。さらに、近年は通信機能を搭載したコネクテッドカーを開発する自動車メーカーがSEP訴訟の当事者として関与するなど、SEP紛争はより国際的かつ広範となっている。

こうした背景から、SEPに関する判例や実務においても著しい進展が見られ、現在進行形のSEP関連訴訟やFRAND問題の「今」を網羅的にカバーすべく、今般、第3版を発行する運びとなった。これは執筆者一同にとって非常に光栄なことであり、改めて感謝の意を表したい。

第3版の構成は以下のとおりである。

第I章はSEP理解のための基本事項として、標準規格策定のプロセスやSEP、FRANDに関する基礎的事項の解説から近年のトレンドまで幅広く網羅している。第3版では新たにコネクテッドカーにおけるSEP問題やSEP紛争とNPE（Non-Practicing Entity）との関係など、新たな書き下ろしを追加した。

第II章は世界のSEP潮流と題して第3版で新たに追加した項目である。SEP紛争が世界各国で生じている中、各国の司法・行政機関や産業界は、利害関係者の議論を集約し、自国における方針やあるべき姿を誰もが参照可能なガイドラインという形で公表している。本章では、欧州、米国、アジア各国の司法・行政機関等が公表しているガイドラインの中で実務的に有用なものを取り上げて紹介・解説を加えている。

第Ⅲ章は世界のFRAND判例である。米国、欧州、アジアの判例のうち、第2版掲載の判例を取捨選択し、既存判例は上級審判決を追記するなど、内容を加筆修正し、新規判例も追加している。また、各判例の見出しに、判例のカテゴリー（判例ごとの主な争点と判断に関するもの）、対象規格技術（例：Wi-Fiや3Gなど）、関連用語（各判例で重要と思われる用語）の一覧を新たに加えており、容易に各判例の概要が理解できるようになっている。

第Ⅳ章は用語集である。各用語は定義だけでなく、背景情報や解説を加えていることに特徴がある。第3版では新規判例やガイドライン追加に伴い、新たな用語を追加している。さらに、第Ⅲ章の各判例の見出しに追加した関連用語は本章に記載されているため、より用語集へのアクセスが容易になると考える。

上記のとおり本書はハンドブックとして幅広く御使用いただくことで、特許法の初学者から実務家まで幅広い読者に有用な内容であると自負している。本書が、SEP、FRAND問題に関心を持つ多くの方々にとって、実用的で有益なリソースとなることを期待したい。

最後に、第3版の出版機会を賜った発明推進協会並びに、本書の執筆に際し、校正・編集業務を一手にお引き受けいただき、困難な時期にも真摯に御尽力いただいた編集部の原澤幸伸氏に執筆者を代表して御礼を申し上げたい。

2024年12月吉日

FRAND研究会代表
鈴木 信也

FRAND研究会

「FRAND研究会」はFRAND問題に関心を持つ有志のサークルである。2015年後半から活動を開始し、毎月1回の研究会の成果を発明推進協会が発行する月刊「発明」に「世界のFRAND判例」として発表してきた。本書は、研究会の参加者がこれまで同誌に発表した判例に加え、新たに書き下ろした論考を取りまとめたものである。

なお、本書の内容は執筆者個人の見解であり、所属する組織や団体の見解ではないことをお断りしておく。

まえがき

本書は、特許と標準の交錯から生じる標準必須特許（SEP）の問題を考える上で必要な情報をまとめたものである。特許や標準問題に関わる読者のための「事典」といってもよい。この一冊で、世界のSEP最新判例や独占禁止法・衡平法（エクイティ）などの関連法を確認することができる。また、裁判例の理解を促進するため、専門用語についても簡単な説明を入れている。

現在のSEP訴訟は、無線通信技術を利用するスマートフォンを対象にして行われている。そのため、一部の業界だけの問題であると考えられがちである。しかし、IoT時代の到来を考えると、SEP問題は、産業全般に関わる大きな影響力を持つ。そのため、欧州や日本の当局はSEPガイドラインを発表しているほどである。

冒頭、本書は、SEP問題についての「事典」であると書いた。それでは、なぜ今「事典」が必要なのか。本論に入る前に、その疑問に答えておきたい。

SEP問題とは

特許技術が規格に組み込まれたとき、通常の場合とは異なる状況が発生する。まず、特許が規格に必須であることから、規格の使用によって高いレベルでの侵害可能性が推定される。そして、規格の使用者に対し、規格に組み込まれた特許（SEP）のライセンスがFRAND条件で提供されることがあらかじめ約束されている。SEP問題とは、そのような状況の下で、SEP保有者と規格使用者の間の利害をどのように調整するかという問題である。

規格とは、互換性の確保や技術の普及といった経済効率の向上を目的として統一化された技術仕様のことであり、「標準」とも呼ばれる。情報通信技術（ICT）関連では特に、製品間の互換性や接続性を保証する重要な役割を果たしている。「規格を使用しなければ市場に参入できない」と言われるのはそのためである。

多くの規格は企業や研究機関が提案した技術をベースに作られ、特許で保護された技術も含まれている。そのため、規格が普及してその使用者が多くなると、その規格に組み込まれたSEPの侵害が広域化し、市場に大きな混乱が生じる。

このような事態を防ぐため、標準化団体の多くは規格に関連する特許権の取扱いについてのルール（「IPRポリシー」又は「特許ポリシー」と呼ばれている。）を定めている。その一つが、規格を作るときにSEP保有者にFRAND宣言（公正、妥当かつ無差別な条件でライセンスすることを標準化団体に約束すること）を義務付けることである。

しかし、IPRポリシーとFRAND宣言は飽くまでもSEP保有者と標準化団体との間の約束であって、SEPライセンスの具体的条件についてはSEP保有者と規格使用者（ライセンサー）の間で決める事になる。例えばSEP保有者が提示したロイヤルティーが「妥当か否か」の問題は立場によって見解が分かれ、最終的に裁判所に判断を委ねることになる。

そのような場合、これまでに両者がどのようにライセンス交渉に臨んできたか、つまり、誠実に交渉に臨んできたかなどの交渉姿勢を重視するのが世界の潮流となっている。

SEP問題の背景

SEP問題は1990年代後半に顕在化していたが、それが近年になって注目を浴びるようになった背景には、電子機器の急速な高性能・多機能化に伴い、製品に使用される規格が多くなったこと、SEP件数や権利者数が増加したこと、そして、新規事業参入者が増加したことなどがある。

例えばスマートフォンには画像や動画の処理機能や通信などの諸機能を実現する複数の規格が使用されている。また、規格が処理する技術領域も拡大し、結果として規格に関連するSEPの件数や権利者数が以前とは比較にならないほど多くなった。そうなると、かつてのように権利問題が発生したら当事者間の交渉で解決を図る手法は通用しなくなる。ビジネス環境が複雑化し、知的財産の資産的価値が重視される時代にあっては、一旦特許紛争が起きた場合、その解決は容易ではない。

また、市場におけるプレーヤーも変わっている。これまでの先進国の製造企業に加え、中国をはじめとする新興国企業の市場シェアが無視できないほど大きくなっている。先進国の製造企業は保有する特許（その中にSEPも多く含まれている。）で新興国企業に対抗しているが、新興国企業もSEPを保有して、むしろそれを主張するようになった。特に中国ではそれが顕著であることは、本書で取り上げた判決例からも明らかである。

特許権が侵害された場合、特許権者は侵害者に差止めと損害賠償を請求することができる。しかし、最近のSEPをめぐる侵害訴訟で裁判所は、差止めを認めるハードルを高くして金銭的解決を重視する傾向が見られる。

このように、通常の特許とは異なり、SEPをめぐる法律解釈は、新しいアプローチが多く採用されている。そのようなアプローチを理解する上で、本書が読者に何らかの参考となれば、執筆者一同にとってこの上ない喜びである。

2019年5月吉日

FRAND研究会代表（当時）

藤野 仁三

目 次

第3版の発刊に当たって まえがき

第Ⅰ章 SEPを理解するための基本事項	1
1. 標準化機関とIPRポリシーの概説	3
2. パテントプール	21
3. FRANDライセンスの誠実交渉義務	37
4. 自動車業界（コネクテッドカー）におけるSEP問題	45
5. SEP訴訟におけるAnti-suit Injunction	53
6. SEP紛争とNon-Practicing Entity（NPE）	61
第Ⅱ章 世界のSEP潮流	67
1. 世界のSEPガイドラインの全体像	69
2. 欧州委員会「SEPの必須性評価に関する調査研究報告書」 (2020年11月)	77
3. IoT時代のSEPライセンスの在り方（有識者報告書）	85
4. 中国のSEPガイドライン	93
5. 米国におけるSEP政策の変遷	101
6. 日本のSEPガイドライン	109
7. 欧州委員会「SEPに関するEU規則案」(2023年4月27日)	121
第Ⅲ章 世界のFRAND判例	
A. 米国	129
1. 米国FRAND判例概観	131
2. アップル対サムスン（ITC）事件	143
3. リアルテック対LSI事件	151
4. Innovatio事件	159
5. アップル対モトローラ（控訴審）事件	167
6. エリクソン対D-Link事件	175
7. マイクロソフト対モトローラ事件	183
8. Core Wireless対LGE事件	191
9. アップル対クアルコム事件	199
10. TCL対エリクソン事件	207

11.	ファーウェイ対サムスン事件	215
12.	SLC対モトローラ事件	223
13.	Core Wireless対アップル事件	231
14.	パンオプティス対ファーウェイ事件	239
15.	FTC対クアルコム事件	247
16.	HTC対エリクソン事件	259
17.	コンチネンタル対アバンシ事件	267
 B. 欧州		275
1.	欧州SEP判例概観	277
2.	オレンジブック事件（ドイツ）	289
3.	サムスン対EC事件（欧州）	297
4.	ファーフェイ対ZTE事件（EU）	305
5.	アルコス対フィリップス事件（オランダ）	313
6.	Tagivan対ファーウェイ事件（ドイツ）	321
7.	シズベル対ハイアール最高裁事件（ドイツ）	329
8.	Unwired Planet対ファーウェイ事件（上告審）（英国）	337
9.	オプティス対アップル事件（英国）	345
10.	インターデジタル対レノボ事件（英国）	353
 C. アジア		361
1.	アジアFRAND判例概観	363
2.	サムスン対アップル事件（韓国）	369
3.	アップル対サムスン事件（日本）	377
4.	エリクソン対インテックス事件（インド）	387
5.	ソニーモバイル対西電捷通事件（中国）	395
6.	クアルコム公取委事件（日本）	403
7.	KFTC対クアルコム事件（韓国）	411
 第IV章 関連用語解説		417

**あとがき
執筆者略歴**